

公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団
情報システム更新委託 募集要項

1. 事業の趣旨・目的

本事業は、公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団の職員が利用する PC をリプレースするとともに、当財団が指定管理もしくは管理運営を受託している各施設を繋げる LAN およびインターネット接続機能、各施設の文書ファイルやウェブサイト等を格納しているサーバー等、財団内の情報通信ネットワークを更新するものである。

基本的には、各機器類のリース期間の満了および OS のサポート終了等に起因する更新であり、現行システムのコンセプトそのものに問題があるわけではない。しかし、現行システムを運用してきた5年間で、情報システムを取り巻く環境は確実に変わっている。コロナ禍の影響もあり、モバイルでの業務が一気に進んだ。当財団においては、事業の中核をなす博物館には集客施設の側面があるため、職員が日常的にテレワークをする状況にはないが、相手先がテレワークをしておりリモートでの会議が増えた。また、対面での会議の場でも常に PC を持参するなど、コミュニケーションのあり方は変わってきている。その影響もあってか、従来のような発注・受注の関係で互いに別個に仕事をして成果物のやりとりをするのではなく、複数の事業者がチームを組んでひとつの事業にあたるスタイルが増えてきている。このような変化に対応していきたい。

一方で、便利さとトレードオフの関係ではあるが、サイバーセキュリティの強化は喫緊の課題である。当財団は博物館という性質上、保有情報は公開がベースであり、いわゆる機密情報は他業種に比べて少ないと思われるが、公共施設としての信用に関わる顧客情報等の漏洩に関する備えはしっかりとしておきたい。

また、情報システムに関する知識や技術体系が複雑化する中で、当財団にはこの分野の専門家はおらず、情報システムの担当者もまた、異動で代わることがある。そういった状況でも正しく安全に情報システムを運用しつづけるためには、高い専門性を持った人たちによるサポートが不可欠である。この点で安心感を得られるか。

以上の点を中心に、情報システムという切り口から当財団の仕事の質を高めることができる提案を期待したい。

2. 業務概要

- (1) 業務名 公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団情報システム更新委託
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 2024年4月1日から2029年3月31日まで
- (4) 委託上限額 125,000千円（消費税・地方消費税等を含む）

3. 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていないものでないこと。
- (3) 企画提案募集開始日から締切日までの期間に、横浜市の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者に該当しないこと。

4. 参加手続

- (1) 担当部署及び問合せ先

〒224-0003 横浜市都筑区中川中央 1-18-1

(公財)横浜市ふるさと歴史財団 総務課

電話 045-912-7771 FAX 045-912-7780

メールアドレス furusato@yokohama-history.org

- (2) 募集要領等の配布

ア 配布期間：2023年5月15日～2023年6月5日

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

イ 配布場所及び受付場所

上記(1)の担当部署で配布するほか、横浜市ふるさと歴史財団ウェブサイト「(<http://www.yokohama-history.org/>)」から6月30日までダウンロードできる。

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：2023年6月5日（消印有効）

イ 提出場所：(1)に同じ

ウ 提出方法：持参、簡易書留またはレターパックプラスにて郵送

(4) 提案書（企画提案書・価格提案書）の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：2023年6月30日（消印有効）

イ 提出場所：(1)に同じ

ウ 提出方法：持参、簡易書留またはレターパックプラスにて郵送

5. 質疑・回答

(1) 受付期間：募集開始日～2023年6月15日

(2) 質疑方法：電子メールにより、4(1)に提出すること。

(3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は「情報システム更新委託に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、氏名、電話番号、電子メールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(4) 回答日時：2023年6月20日

(5) 回答方法：質問への回答は、2023年6月20日に横浜市ふるさと歴史財団ウェブサイト (<http://www.yokohama-history.org/>) で公開する。ただし、軽微な質問についてはそれ以前に随時回答を公開する場合がある。

6. 応募書類

(1) 参加表明書の提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 法人登記簿謄本（1部）※発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。

(2) 提案時の提出書類

ア 企画提案書

イ 価格提案書（見積書）

(3) 企画提案書の作成方法

企画提案仕様書のとおり。

なお、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

(4) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うこ

- とがある。
- ウ 提出された応募書類は返却しない。
 - エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
 - オ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

7. 評価方法等

(1) 評価基準

企画提案仕様書の機能が満たされ、当財団の情報システムとして正しく機能するか、本要項1および企画提案仕様書「6 次期システムのポイント」に対する適切な提案がなされているか、提案者に設計・構築する能力があるか等を項目別に5段階評価で採点する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。日時については6月5日の参加表明締切後、応募者の数が確定した時点で調整の上、別途通知する。概ね提案書の提出締切から10日～2週間後くらいを予定している。場所は横浜市歴史博物館（所在地は4（1）と同じ）とする。

(3) 評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、評価委員会により評価する。失格者を除いたもののうち、総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 価格提案書の金額が2（4）の委託上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8. 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日の翌営業日に、横浜市ふるさと歴史財団ウェブサイト（<http://www.yokohama-history.org/>）で候補者の名称、総合点および選定理由を公表する。

9. 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と横浜市ふるさと歴史財団との間で、委託内容、経

費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。

- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

1 1. その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 企画提案書及び価格提案書を提出した後、差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、横浜市ふるさと歴史財団から指示があった場合を除く。
- (4) 企画提案書及び価格提案書を提出した後、横浜市ふるさと歴史財団が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリング等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) プロポーザル参加者が1者のみの場合においても、審査の結果、評価点が65%以上の得点を獲得し、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該参加者を候補者とする。

様式1

年 月 日

公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団
代表理事 五味 文彦 様

(提出者) 住 所
商号又は名称
代 表 者
役職・氏名 印

参加表明書

公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団の情報システム更新委託に関する公募型プロポーザルについて、参加を表明いたします。

なお、参加資格の要件を満たしていることおよび本プロポーザルに関する提出書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

(連絡先) 会社・部課名 :
氏 名 :
電 話 :
電子メール :